

共同実施だよ！

第 9 9 号
令和 2 年 1 0 月 日 発行
山武市学校事務共同実施
山武市教育委員会

例年と違い、8月に始まった二学期も、秋の風を感じるようになりましたね。
疲れなどは出ていないでしょうか？リフレッシュしながら、残りの期間も頑張りましょう♪



マイナンバーカードの健康保険証利用について

2021年3月から、医療機関を受診するときや薬局を利用するときなど、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになる予定です。



いつから使えるようになるの？

健康保険証としての利用は一斉スタートではなく、2021年3月から順次始まる予定です。マイナポータルというサイトで事前の申込みが必要となります。

どこでも使えるの？

カードリーダーを導入した病院から順次使えるようになります。



どんなメリットがあるの？

健康保険証として

ずっと使える！

例えば就職や転職した時など、まだ保険証が届いてない…！そんな時でもそのままマイナンバーカードで病院を受診できます。※就職先での健康保険証の申請は必要です。



病院の受付がスピーディーに！



カードリーダーにかざすだけなので、医療機関や薬局の受付事務がスムーズになります。また、本人の同意があれば、これまでの薬剤情報などが初めての病院でも、情報共有されて時短になります。

手続きなしで医療費の限度額以上の 一時的な支払いが不要になります！

マイナンバーカードがあれば、高齢者受給券や限度額適用認定証の掲示が不要になります。※ただし、自治体独自の医療費助成については、書類の持参が必要です。

医療費控除も簡単に！



自分の医療費情報を確認できるようになる予定です（2021年10月頃）。
2021年分確定申告から自動入力できるようになり、確定申告の医療費控除が簡単になります！